一　保安林の所在場所　山形県米沢市笹野本町字橋本山五　七二四五、字釈迦沢山一　七二四八、七二四九、字釈迦沢山二　七二五三から七二五六まで、七二五八、七二五九の一、七二五九の二、七二六一、字金山下一　七二九〇、字山神堂七二九二から七二九五まで、字馬口山二　七二九六の二から七二九六の四まで、七二九六の六、七三〇五の一、七三〇五の二、七三〇六、七三〇七、字馬口山一　七三二九の一、七三二九の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　東京都八王子市上恩方町二五一(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都庁及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町島木字上ノ鶴七三二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノ鶴七三二(次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町下名連石字南大石尾三五五三の一、三五五三の九、三五五三の一一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字南大石尾三五五三の一・三五五三の九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県水俣市小津奈木字陳山六九六、字北平七二四、七二五、字山尼田七七八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字北平七二五、字陳山六九六・字北平七二四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡益城町大字福原字北向四九一五、四九五二から四九五四まで、四九五九、四九六〇、四九七八、四九三七(次の図に示す部分に限る。)

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字北向四九一五・四九三七・四九五二・四九五三・四九五九・四九六〇・四九七八(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○経済産業省告示第三十四号

中小企業支援法(昭和三十八年法律第百四十七号)第十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成十二年通商産業省令第百九十二号)第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年二月二十四日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名
412073	森　敏行
412075	堀　勝博
412077	霜田　久子
412079	木村　祐輔
412081	鈴木　裕哉
412083	茂井　康宏
412085	倉持　雅士
412087	山口　純
412089	小室　洋樹
412091	中山[鹵+番]一郎
412093	奥村　和仁
412095	西　啓
412097	中窪　秀樹
412099	田所栄太郎
412101	小関　友寛
412103	楠部　慶紀
412105	木村　享平
412074	宮添　伸彦
412076	田中　亮
412078	神谷　邦男
412080	藤見　淳一
412082	高田　幸佑
412084	山本　成人
412086	太田　薫正
412088	西村　道浩
412090	酒井喜久代
412092	貝井　英則
412094	高橋　規尊
412096	中辻　一浩
412098	伊藤　隆紀
412100	桑原　友樹
412102	園田　正博
412104	藤井　真和